

第2期
浦安市子ども・子育て支援
総合計画
中間見直し（素案）

令和5年3月

浦安市

目 次

I 中間年の見直しの実施について	2
1 浦安市子ども・子育て支援総合計画の概要	2
2 見直しの背景	2
3 新型コロナウイルス感染症の影響について	2
II 子ども・子育てを取り巻く現状等	3
1 浦安市の現状	3
III 子ども・子育て支援関連事業（第4章関連）	6
1 子ども・子育て支援事業計画における必須記載事項	6
2 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項	20
IV 次世代育成支援対策関連事業（第5章関連）	23
1 安心して産み育てられる環境づくり	23
2 幼児期の教育・保育の充実	28
3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援	30
4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援	35
5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり	39
資料編	44
1 浦安市子ども・子育て会議条例	44
2 浦安市子ども・子育て会議委員名簿	46

Ⅰ 中間年の見直しの実施について

1 浦安市子ども・子育て支援総合計画の概要

浦安市子ども・子育て支援総合計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第2条の基本理念を踏まえ、国が定める基本指針に即して策定するもので、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」としても位置付け、次世代育成支援対策の主要な事業を掲げています。

現在の「第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画」については、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものとして策定し、本市の上位計画である「浦安市総合計画」や保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、総合的に子育て支援を進めています。

2 見直しの背景

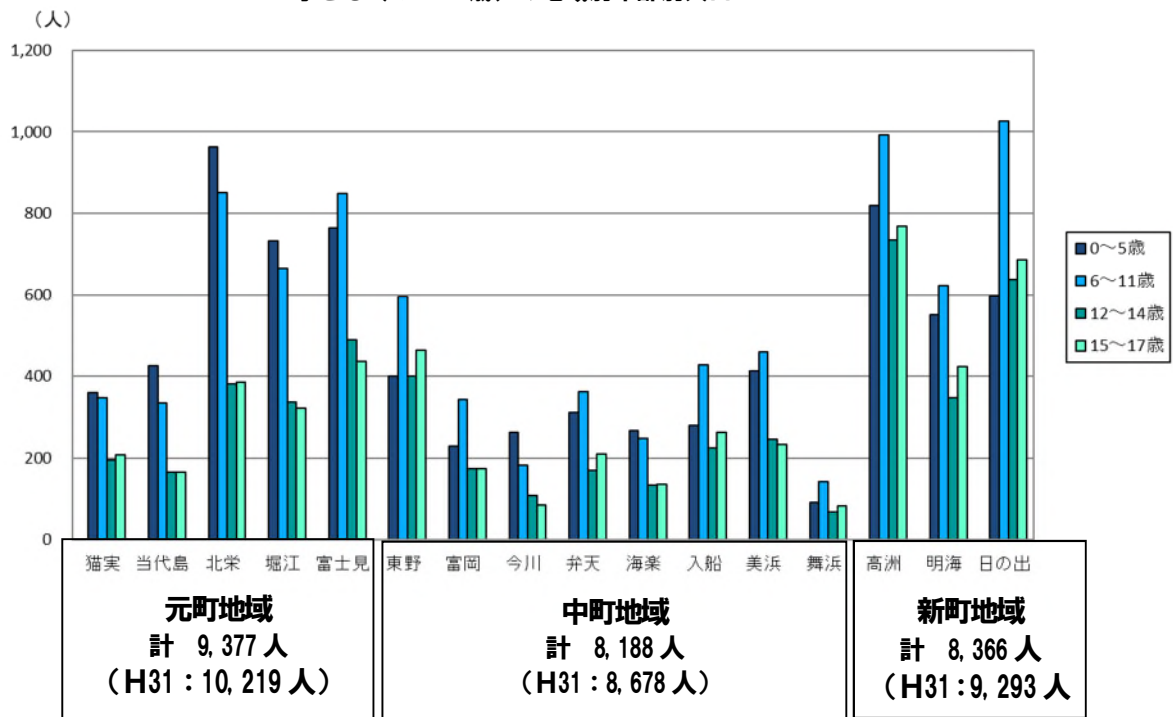
市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、「教育・保育支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」とされています。

本市では、国の基本指針に基づき、令和4年度までの事業実績を踏まえ、令和5年度及び令和6年度の計画の見直しを行うこととします。

3 新型コロナウイルス感染症の影響について

令和2年度に第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画を策定して以降、新型コロナウイルスの感染が拡大し、人々の生活に大きな影響を与えています。今回の見直しにあたり、実績値と量の見込みを比較するうえで十分留意する必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響で実績値と計画策定時の量の見込みが大きく乖離していると考えられる場合には、その影響が一時的なものであるかどうかを踏まえ、実績値の傾向を見極めた見直しを行います。

子ども（0～17歳）の地域別年齢別人口



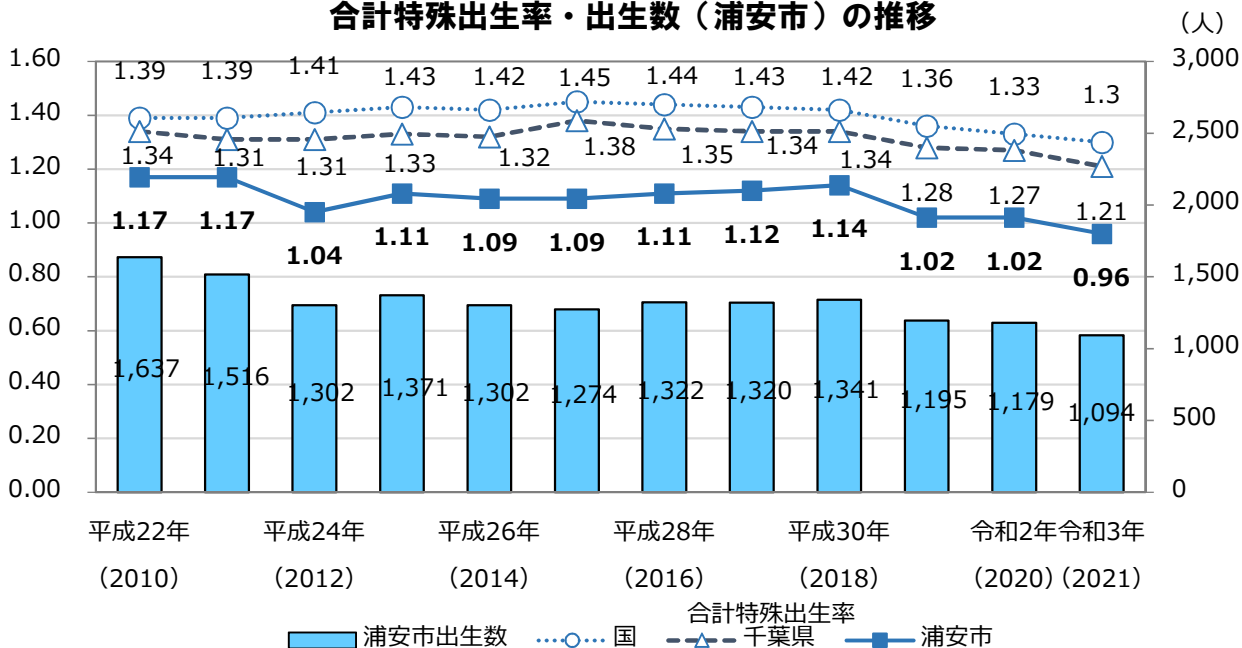
※「住民基本台帳」令和4年4月1日現在

(2) 出生の動向

本市の合計特殊出生率は全国や千葉県と同様に平成31年以降減少傾向であり、令和2年は1.02、令和3年は0.96となっています。

年間当たりの出生数は、平成31年1,195人、令和2年1,179人、令和3年1,094人と減少しています。

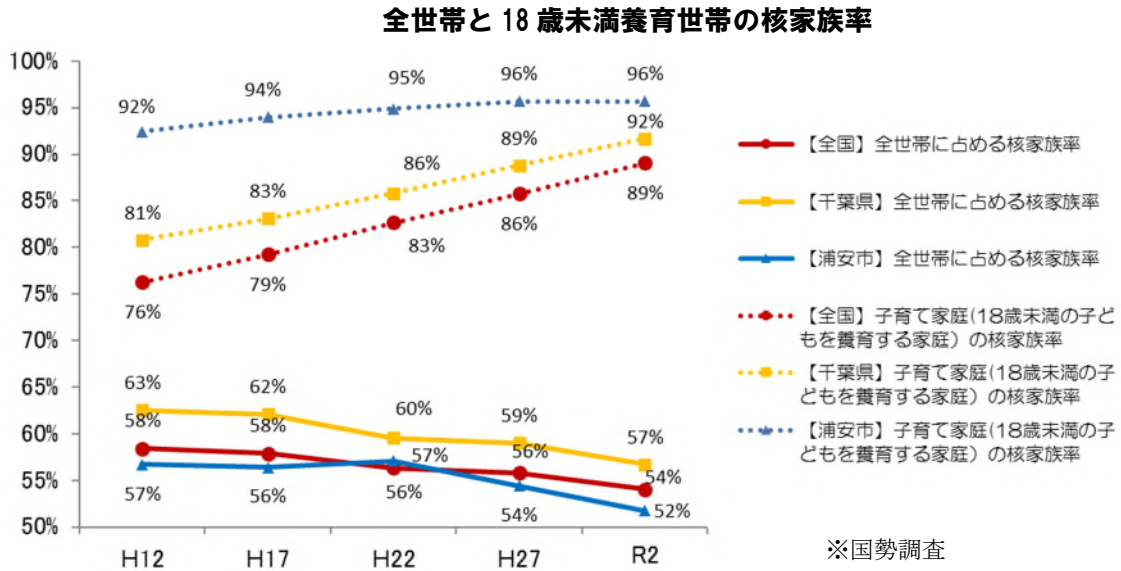
合計特殊出生率・出生数（浦安市）の推移



※千葉県衛生統計年報

(3) 子育て世帯の状況

本市の全世帯に占める核家族率は、単独世帯が多いことから52%と、全国(54%)や県(57%)を下回っていますが、18歳未満の子どもを養育する家庭の本市の核家族率は、96%と、全国(89%)や千葉県(92%)を上回る状況となっています。



Ⅲ 子ども・子育て支援関連事業（第4章関連）

1 子ども・子育て支援事業計画における必須記載事項

（1）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

浦安市では、地域による人口数・施設数の差があること、地域に関わらず事業を利用する方、利用希望の方がいることなどから、見込み量の調整や確保を円滑に図る必要があるため、市全域を1区域と設定しています。今回の見直しにおいては区域の変更はありません。

（2）幼児期の学校教育・保育の充実

幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保等

市では、幼稚園、保育園、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行っており、当初計画で想定した量の見込みと実績値を比較し、乖離が大きい部分について見直しを行います。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用対象施設・事業	見直しの有無
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園	あり
2号認定	3～5歳	あり	認可保育園・認定こども園	なし
3号認定	0～2歳	あり	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業	あり

◆1号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望	幼稚園、認定こども園

◆1号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

1号認定		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
量の見込み（計画）		1,749	1,657	1,581	1,516	1,468	1,373	1,373
量の見込み（実績）		1,767	1,563	1,373				
確保方策 (計画)	幼稚園、 幼稚園型こども園 (特定教育・保育施設)	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580	1,215	1,215
	確認を受けない 幼稚園	769	769	769	769	769	609	609
確保方策 (実績)	幼稚園、 幼稚園型こども園 (特定教育・保育施設)	1,593	1,424	1,320				
	確認を受けない 幼稚園	628	578	531				
確保方策-量の見込み（計画）		600	692	768	833	881	451	451
確保方策-量の見込み（実績）		454	439	478				

※上記の「確認を受けない幼稚園」とは、国で創設された「施設型給付」対象の幼稚園とならず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のことをいいます。

なお、「確認を受けない幼稚園」は、平成27年度以降の計画期間内において、希望に応じて市の「確認」を受けることで、特定教育・保育施設へ移行することが可能となっています。

中間年見直しの考え方

令和4年度時点から量の見込みが増加する要因が乏しいため、令和4年度実績値として下方修正します。

確保方策については、幼稚園、幼稚園型認定こども園については、今後の量の見込みに伴い修正し、確認を受けない幼稚園については、うち1園が特定教育・保育施設に移行したことによる修正です。

◆2号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可保育園、認定こども園

◆2号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

2号認定		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
量の見込み（計画）		2,163	2,230	2,309	2,411	2,541	—	—
量の見込み（実績）		2,231	2,298	2,355				
確保方策 (計画)	認可保育園等	2,253	2,478	2,566	2,632	2,665	—	—
	幼稚園型認定こども園 (特定教育・保育施設)	275	275	275	275	275	—	—
確保方策 (実績)	認可保育園等	2,259	2,497	2,543				
	幼稚園型認定こども園 (特定教育・保育施設)	275	275	275				
確保方策-量の見込み（計画）		365	523	532	496	399	—	—
確保方策-量の見込み（実績）		303	474	463				

中間年の見直しの考え方

利用者数は今後も当初の見込みに近い水準で推移すると想定されるため、量の見込みと確保方策については見直しをせず、当初の見込みを踏襲します。

◆3号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業

◆3号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

3号認定（0歳）		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
量の見込み（計画）		317	324	334	348	360	277	277
量の見込み（実績）		301	283	277				
確保方策 (計画)	認可保育園等	356	380	392	404	410	389	389
	地域型保育	18	21	21	21	21	—	—
確保方策 (実績)	認可保育園等	359	394	396				
	地域型保育	18	21	21				
確保方策-見込み量（計画）		57	77	79	77	71	133	133
確保方策-見込み量（実績）		76	132	140				

3号認定（1-2歳）		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
量の見込み（計画）		1,348	1,366	1,411	1,455	1,520	—	—
量の見込み（実績）		1,433	1,399	1,422				
確保方策 (計画)	認可保育園等	1,330	1,418	1,460	1,502	1,523	1,439	1,439
	地域型保育	78	86	86	86	86	85	85
確保方策 (実績)	認可保育園等	1,330	1,431	1,438				
	地域型保育	78	85	85				
確保方策-量の見込み（計画）		60	138	135	133	89	69	4
確保方策-量の見込み（実績）		-25	117	101				

※「地域型保育事業」

浦安市では、小規模保育と家庭的保育（保育ママ）の2種類があります。なお、保育ママは、各年齢別の定員設定が無い場合、確保方策からは除いています。

中間年の見直しの考え方

0歳児については令和4年度時点から量の見込みが増加する要因が乏しいため、令和4年度の実績値として下方修正します。

確保方策については、0歳、1-2歳ともにこれまでの実績と同程度の確保を想定し、当初の量の見込みを下方修正します。

（3）幼児教育・保育等の質の確保及び向上

幼児教育・保育等の質の確保及び向上については、次のとおり今回の見直しにおける変更はありません。

① 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ）・保育園・小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育園・小学校等との円滑な接続を推進する観点から、市の就学前保育・教育指針による連携・接続の意識啓発、各中学校における園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との合同研修会の開催、幼稚園教諭・保育士等による小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成などについて、実施・支援します。

② 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図るため、引き続き、各職階・役割に応じた研修（園長、主任教諭、副園長、中堅職員、初任者向けなど）を実施します。

また、公私・施設類型を超えた合同会議を開催し、幼児期の学校教育・保育に関する国の動向を踏まえた研修会や各園の保育に関する取組等の情報共有を行います。

保育園の整備に伴い、今後も様々な新規事業者の参入が見込まれます。また、幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設の適正な運営について市が把握等を行うことが必要となります。このようなことから、各施設の保育の質を確保するため、守るべき基本的事項を定めた浦安版「保育の質のガイドライン」を策定します。

③ 保育士等の処遇改善を始めとする労働環境への配慮

保育士の労働環境の整備・改善を図るため、私立保育園等に対し、保育士の賃金の上乗せを行う保育士等処遇改善費補助事業、保育士の居住支援を行う私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業等による補助金を交付します。

（4）地域子ども・子育て支援事業等の見直しについて

幼児期の学校教育・保育のほか、下表の地域子育て支援事業についても計画値とこれまでの実績を踏まえ、乖離が大きい事業については見直しを行います。

また、子育てのための施設等利用給付については、幼稚園、保育園、認定こども園、障害児通園施設に加えて、新制度に移行していない幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等も保護者の負担軽減を引き続き図ります。

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

地域子ども・子育て支援事業	見直しの有無	事業内容
①利用者支援事業	なし	子育て家庭や妊産婦が必要な支援を行うため、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。
②地域子育て支援拠点事業	あり	認可保育園に併設されている子育て支援センターやつどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。
③一時預かり事業 預かり保育 その他一時預かり	あり	幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かりを行います。
④乳児家庭全戸訪問事業	あり	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。
⑤養育支援訪問事業	あり	家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。
⑥ファミリー・サポート・センター事業	あり	育児の援助を受けたい人、育児の援助を行いたい人の相互援助活動により、地域で子育て家庭の育児を支援します。
⑦子育て短期支援事業	あり	保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり保育を行います。
⑧延長保育事業	あり	認可保育園で、基本の保育時間を超えて子どもの預かりを行います。
⑨病児・病後児保育事業	なし	病気や病気の回復期のため、集団保育が困難な子ども（病児・病後児）を病院や保育園に併設された施設で預かります。
⑩放課後児童健全育成事業	あり	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校区ごとに設置した施設で子どもの生活の場を提供します。
⑪妊婦健康診査事業	あり	妊娠期の母子の健康や安全を確保するため、妊娠期間中に合計14回まで、医療機関で健診を受けることができます。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	なし	生活保護受給者世帯等の子どもが特定教育・保育施設等の利用をする際に、必要とされる日用品・文具具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の補助を行います。
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	あり	教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して、保育園勤務経験のある保育士等の事業経験のある者を活用した巡回支援等（事業運営や事業実施に関する支援及び実地支援、相談助言等）を行います。多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対し、負担した利用料について給付を行います。

① 利用者支援事業（担当課：こども課、母子保健課）

子育て家庭や妊産婦に必要な支援を行うため、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。

実施施設 基本型：子育て支援室（集合事務所）

母子保健型：健康センター

◆量の見込み、確保方策

利用者支援		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
量の見込み 確保方策 (計画)	基本型・特定型 (箇所)	1	1	1	1	1	—	—
	母子保健型 (箇所)	1	1	1	1	1	—	—
実績	基本型・特定型 (箇所)	1	1	1				
	母子保健型 (箇所)	1	1	1				

※令和4年度の実績は見込値

中間年見直しの考え方

配置予定に変更はないため、見直しはせず、当初の見込みを踏襲します。

② 地域子育て支援拠点事業（担当課：こども課、保育幼稚園課）

子育て支援センターや、認可保育園に併設されている地域子育て支援センター、「つどいの広場」で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。

実施施設 子育て支援センター：1箇所（集合事務所）

地域子育て支援センター：8箇所（高洲保育園、ベネッセ海園の街保育園、弁天保育園、浦安駅前保育園、入船北保育園、しおかぜ保育園、ポピンズナーサリースクール新浦安、愛和元町保育園）

つどいの広場：2箇所（明海、堀江）

◆量の見込み、確保方策

地域子育て支援 拠点事業		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
計画	量の見込み (人日)	43,766	41,935	40,584	39,483	38,712	21,372	23,030
	確保方策 (箇所)	11	11	11	11	11	—	—
実績	量の見込み (人日)	14,877	19,332	19,900				
	確保方策 (箇所)	11	11	11				

※令和4年度の実績は見込値

中間年見直しの考え方

令和2年度から令和4年度までの利用実績と人口推計を基に当初の量の見込みを下方修正します。確保方策については、配置予定に変更はないため、見直しはせず、当初の見込みを踏襲します。

③ 一時預かり事業（担当課：保育幼稚園課）

1) 幼稚園型認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

保護者の就労や傷病等による入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園型認定こども園の教育時間の前後に家庭的な雰囲気の中で預かります。

実施施設 公立幼稚園型認定こども園：11箇所（若草認定こども園、みなみ認定こども園、北部認定こども園、堀江認定こども園、美浜南認定こども園、舞浜認定こども園、美浜北認定こども園、明海認定こども園、三明川認定こども園、神明認定こども園、入船南認定こども園）

◆量の見込み、確保方策

預かり保育		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
(計画) 量の見込み	1号認定による利用 (人日)	13,826	13,306	12,905	12,572	12,371	5,469	6,154
	2号認定による利用 (人日)	36,843	37,504	38,495	39,651	41,303	—	—
(計画) 確保方策	(人日)	80,190	80,190	80,190	80,190	80,190	—	—
	(箇所)	11	11	11	11	11	—	—
(実績) 量の見込み	1号認定による利用 (人日)	3,749	4,670	4,860				
	2号認定による利用 (人日)	29,949	34,592	33,106				
(実績) 確保方策	(人日)	80,190	79,860	80,190				
	(箇所)	11	11	11				

※令和4年度の実績は見込値

※令和4年度在園児数 幼稚園型認定こども園：711人

中間年見直しの考え方

1号認定による利用については、令和2年度から令和4年度までの利用実績と1号認定の推計を基に当初の見込みを下方修正します。2号認定による利用については、当初の量の見込みに近い水準で推移すると想定されるため、見直しはせず、当初の見込みを踏襲します。
確保方策については、配置予定に変更はないため、見直しはせず、当初の見込みを踏襲します。

③ 一時預かり事業（担当課：保育幼稚園課、こども課）

2) 保育園・幼稚園・一時預かり専用施設で実施する一時預かり、ファミリー・サポート・センター（就学前）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ等）

家庭保育等を行っている家庭で一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かり等を行います。

実施施設 保育園：10箇所（東野保育園、高洲保育園、弁天保育園、浦安駅前保育園、しおかぜ保育園、ポピンズナーサリースクール新浦安、愛和元町保育園、渋谷教育学園浦安こども園、ポピンズナーサリースクール浦安、新浦安きらきら保育園）

幼稚園等での理由を問わない一時預かり：4箇所

（すまいるルーム（富岡、日の出、青葉）、保育室アリエ）

一時預かり専用施設：2箇所（保育室ゆるり、子育てテラスふらっと）

ファミリー・サポート・センター：1箇所

子育て短期支援事業：1箇所（東野パティオ）

◆量の見込み、確保方策

その他一時預かり		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)	
計 画	量の見込み（人日）	44,910	44,284	44,008	43,946	44,025	20,505	23,270	
	確保方策（人日）	保育園・幼稚園・一時預かり専用施設	49,086	49,086	49,086	49,086	49,086	—	—
		ファミリー・サポート・センター（就学前）	4,055	4,113	4,212	4,339	4,509	—	—
		子育て短期支援事業（トワイライトステイ等）	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513	—	—
実 績	量の見込み（人日）	14,701	18,545	18,196					
	確保方策（人日）	保育園・幼稚園・一時預かり専用施設	39,906	48,884	49,086				
		ファミリー・サポート・センター（就学前）	4,055	4,113	4,212				
		子育て短期支援事業（トワイライトステイ等）	1,433	2,513	2,513				

※令和4年度の実績は見込値

※参考値（令和3年度実利用者）（子ども）

保育園・幼稚園・一時預かり専用施設での一時預かり：1,344人

（すまいるルームは登録者数：583人）

ファミリー・サポート・センター：177人

子育て短期支援事業（トワイライトステイ等）：79人

中間年見直しの考え方

令和2年度から令和4年度までの利用実績と人口推計を基に当初の量の見込みを下方修正します。確保方策については、配置予定に変更はないため、見直しはせず、当初の見込みを踏襲します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（担当課：母子保健課）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。

◆量の見込み、確保方策

乳児家庭全戸訪問事業		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
計 画	量の見込み(人) 出生数	1,337	1,341	1,356	1,384	1,403	1,152	1,171
	訪問率(%)	100	100	100	100	100	—	—
実 績	量の見込み(人) 出生数	1,141	1,140	1,088				
	訪問件数	1,081	1,020	1,020				
	訪問率(%)	94.7	89.5	93.7				

※令和4年度の実績は見込値

※実績の訪問率が100%を下回っているのは長期里帰り等のため期間内の訪問ができなかったため

中間年見直しの考え方

人口推計に合わせた量の見込みを算出しているため、人口推計の見直しに応じて下方修正をします。

⑤ 養育支援訪問事業（担当課：こども家庭支援センター）

家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。

◆量の見込み、確保方策

養育支援訪問事業		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
計 画	量の見込み (訪問世帯数)	69	68	67	66	66	150	150
	量の見込み (延べ訪問世帯数)	245	242	237	235	234	600	600
実 績	量の見込み (訪問世帯数)	111	117	144				
	訪問件数量の見込み (延べ訪問世帯数)	315	570	600				

※令和4年度の実績は見込値

中間年見直しの考え方

令和2年度から令和4年度までの実績と、母子保健課と一体で支援するケースが増加している現状から、当初の量の見込みを上方修正します。

Ⅲ 子ども・子育て支援関連事業（第4章関連）

⑥ ファミリー・サポート・センター（就学児）（担当課：こども課）

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、両方とも希望をする人（どっちも会員）が、地域の中で支えあいながら子育てを行う会員組織です。会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援します。

◆量の見込み、確保方策

ファミリー・サポート・センター（就学児）		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
計 画	量の見込み (低学年：人日)	2,232	2,337	2,462	2,541	2,628	1,015	1,058
	量の見込み (高学年：人日)	424	423	417	426	440	394	512
	確保方策（人日）	2,656	2,760	2,789	2,967	3,068	—	—
実 績	量の見込み (低学年：人日)	919	1,056	978				
	量の見込み (高学年：人日)	205	112	307				
	確保方策（人日）	2,656	2,760	2,789				

※令和4年度の実績は見込値

※参考値（令和3年度実利用者）

ファミリー・サポート・センター：177人（子ども）

中間年見直しの考え方

令和2年度から令和4年度までの利用実績と人口推計を基に当初の量の見込みを下方修正します。確保方策については、配置予定に変更はないため、見直しはせず、当初の見込みを踏襲します。

⑦ 子育て短期支援事業（短期入所）（担当課：こども課）

保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり施設において養育を行います。

◆量の見込み、確保方策

子育て短期支援事業		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
計 画	量の見込み（人日）	171	225	221	219	218	431	514
	確保方策（人日）	717	1077	1077	1077	1077	—	—
実 績	量の見込み（人日）	66	315	363				
	確保方策（人日）	717	1,077	1,077				

※令和4年度の実績は見込値

※参考値（令和3年度実利用者）

子育て短期支援事業（短期入所）：22世帯28人（子ども）

中間年見直しの考え方

令和2年度から4年度までの利用実績と、こども家庭支援センターと連携して支援する世帯が増加している現状から、当初の量の見込みを上方修正します。確保方策については、配置予定に変更はないため、見直しはせず、当初の見込みを踏襲します。

⑧ 延長保育事業（担当課：保育幼稚園課）

認可保育園において、保護者の就労形態、通勤時間などにより、基本保育時間内にお迎えができない場合、基本保育時間の前後に保育時間を延長して子どもを預かります。

◆量の見込み、確保方策

延長保育事業		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
計 画	量の見込み(人)	2,610	2,672	2,764	2,873	3,014	2,856	2,856
	確保方策(人)	2,751	2,937	3,034	3,115	3,156	4,282	4,282
実 績	量の見込み(人)	3,807	2,758	2,856				
	確保方策(人)	3,807	4,059	4,282				

※令和4年度の実績は見込値

中間年見直しの考え方

令和4年度の定員数と、令和2年度から令和4年度までの利用状況から、当初の量の見込みを下方修正します。
確保方策については、弾力定員を含めた定員に修正します。

⑨ 病児・病後児保育事業（担当課：保育幼稚園課）

病気や病気回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども（病児・病後児）を病院や保育園に併設された施設で預かります。

◆量の見込み、確保方策

病児・病後児保育事業		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
計 画	量の見込み(人日)	1,386	1,419	1,468	1,525	1,600	—	—
	確保方策(人日)	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	—	—
実 績	量の見込み(人日)	298	1,066	1,255				
	確保方策(人日)	1,628	1,624	1,628				

※令和4年度の実績は見込値

※参考値（令和3年度）

病児・病後児保育登録者：400人

中間年見直しの考え方

利用者数は徐々に増加しており、今後は当初の見込みに近い水準で推移すると想定し、見直しはせず、当初の量の見込みを踏襲します。
確保方策についても、配置予定に変更はないため、見直しはせず、当初の見込みを踏襲します。

⑩ 放課後児童健全育成事業（担当課：青少年課）

小学校に就学する子どもであって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

◆量の見込み、確保方策

放課後児童健全育成事業		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)	
計 画	量の 見 込 み (人)	1年生(6歳)	723	757	754	777	788	754	754
		2年生(7歳)	590	659	667	651	666	703	691
		3年生(8歳)	561	540	588	586	568	619	610
		4年生(9歳)	392	383	368	401	402	473	473
		5年生(10歳)	276	268	261	250	276	186	198
		6年生(11歳)	157	153	152	149	144	90	84
		合計	2,699	2,760	2,790	2,814	2,844	2,825	2,810
	確 保 方 策 (人)	1年生(6歳)	723	757	754	777	788	754	754
		2年生(7歳)	590	659	667	651	666	703	691
		3年生(8歳)	561	540	588	586	568	619	610
		4年生(9歳)	392	383	368	401	402	473	473
		5年生(10歳)	276	268	261	250	276	186	198
		6年生(11歳)	157	153	152	149	144	90	84
		合計	2,699	2,760	2,790	2,814	2,844	2,825	2,810
参 考 (人)	施設定員	2,325	2,365	2,365	2,500	2,500	2,824	2,824	
	最大入所決定者数	2,790	2,838	2,838	3,000	3,000	3,389	3,389	
実 績	量の 見 込 み (人)	1年生(6歳)	659	681	743				
		2年生(7歳)	632	614	665				
		3年生(8歳)	541	522	571				
		4年生(9歳)	445	373	403				
		5年生(10歳)	150	135	181				
		6年生(11歳)	11	61	79				
		合計	2,438	2,386	2,642				
	確 保 方 策 (人)	1年生(6歳)	659	681	743				
		2年生(7歳)	632	614	665				
		3年生(8歳)	541	522	571				
		4年生(9歳)	445	373	403				
		5年生(10歳)	150	135	181				
		6年生(11歳)	11	61	79				
		合計	2,438	2,386	2,642				
参 考 (人)	施設定員	2,363	2,403	2,403					
	最大入所決定者数	2,811	2,883	2,883					

中間年見直しの考え方

令和2年度から令和4年度までの利用状況と、各小学校の今後の児童推計を基に当初の量の見込み及び確保方策を修正します。

⑪ 妊婦健康診査（担当課：母子保健課）

妊婦健康診査の徹底を図り、異常の早期発見に努め、適切な治療や指導等により、母体及び胎児の健康を促すことを目的として、妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で健診を受けることができます。

受診票を利用できない医療機関で受診した場合は、健康診査費用の助成をします。

◆妊婦健康診査の量の見込み、確保方策

妊婦健康診査		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (見直し)	令和6年度 (見直し)
計 画	量の見込み (受診票配付件数：件)	1,351	1,355	1,369	1,397	1,415	1,150	1,150
	1人あたりの健診回数(回)	14	14	14	14	14	—	—
	健診回数 (受診人数×1人あたりの回 数：回)	18,914	18,970	19,166	19,558	19,810	16,200	16,200
実 績	量の見込み (受診票配付件数：件)	1,239	1,183	1,165				
	1人あたりの健診回数(回)	14	14	14				
	健診回数(回)	15,110	14,934	14,453				

※令和4年度の実績は見込値

※参考値 令和3年度受診率（14回受診者）：90.2%

中間年見直しの考え方

令和2年度から4年度までの利用状況から、当初の量の見込みを下方修正します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（担当課：保育幼稚園課）

生活保護受給者世帯等の子どもが、特定教育・保育施設等の利用をする際に、必要とされる日用品・文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の補助を行います。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（担当課：保育幼稚園課）

教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して、保育園勤務経験のある保育士等の事業経験のある者を活用した巡回支援等（事業運営や事業実施に関する支援及び実地支援、相談助言等）を行います。多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対し、負担した利用料について給付を行います。

2 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項

子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項については、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和3年法律第50号）による法改正の内容に即して追加等を行います。

（1）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

本計画の策定にあたり、平成30年に実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、本計画では計画期間である令和2年度から令和6年度までの特定教育・保育施設等に対する量の見込み及び確保方策を定めています。この5か年の量の見込み及び確保方策をもとに、産前・産後休業、育児休業明けの特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に向け、計画的な整備を実施します。

さらに、地域の教育・保育に係る提供体制を確保し、保護者が利用を希望する際に、多様な選択ができる環境を整えます。

また、保護者が産後休業、育児休業後に利用する特定教育・保育施設等を事前に把握し、適切な選択ができるように、子育てハンドブックや子育てポータルサイトなどの情報媒体を活用した情報提供を行うとともに、妊娠後の子育てケアプラン作成時に、育児休業の取得期間や就労の有無に応じた休業明けの保育利用について、保護者に寄り添いながら今後の見通しを立てるなど、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業等の円滑な利用へつなげます。

（2）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

① 児童虐待防止対策等

児童虐待を未然に防ぐための子育て支援の推進や児童虐待の防止を目的とした「浦安市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待の早期発見を促すための保育士、教職員、児童福祉に携わる職員等に向けた研修会や市民向けの広報、啓発を行うとともに、子ども自身が児童虐待に気づき、自ら相談ができるように相談先の周知を図ります。

また、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携を図るとともに、各種相談事業、乳児家庭全戸訪問、保健師による保健指導、母子保健推進員や産前・産後サポーターの訪問、子育て短期支援事業の利用等を通じて、育児不安や育児ストレスがある家庭、特定妊婦、問題を抱えた家庭を早期に発見し、養育支援訪問事業等の適切な支援を継続的に行います。

さらに、児童虐待を受けたと思われる児童とその保護者に対しては、要保護児童対策地域協議会による各関係機関との情報共有や児童相談所との連携強化により、各家庭の状況に応じた細やかな支援を継続して実施し、児童虐待の防止に努めます。

② ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活などの相談支援や自立に必要な指導・助言を行うとともに、未就学児のいるひとり親家庭で、父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合や生活環境の変化などで日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーの派遣を行います。

また、ひとり親家庭の自立促進を目的として、就労支援講座の開催やハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、教育訓練講座や高等技能訓練の受講者に給付金を支給します。

さらに、経済的負担の軽減を目的に、18歳未満の子ども及びその親が病院などで保険診療を受けた場合の医療費の一部助成や賃貸住宅に暮らすひとり親家庭への住宅手当の支給を行うほか、保育園の入園、児童育成クラブや子育て短期支援事業などの利用における配慮を図ります。

③ 障がい児等支援

児童発達支援センターの指定を受けたこども発達センターが、中核的な療育支援の施設として、地域全体への療育支援機能の強化を図ります。

幼稚園（認定こども園含む）、保育園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子ども等の支援体制の充実を図ります。小中学校の通常の学級及び特別支援学級においては、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を推進します。また、市立小中学校、幼稚園（認定こども園含む）、保育園及び児童育成クラブにおける巡回訪問看護事業として、巡回訪問看護を必要とする子どもの支援をします。

さらに、計画相談等を通じたサポートファイルの活用や、青少年サポート事業等を通じて、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制を推進していきます。

なお、障がい児等への支援は浦安市障がい者福祉計画により実施することとします。

（3）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

厚生労働省が定める「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には、「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。」とあります。

仕事と生活の調和の実現のためには、労働者が自らの仕事と生活の調和の在り方について考え、周囲の理解を得ながらその実現を目指すとともに、企業側による業務の見直しや職場風土の改革等がより一層必要となります。

そのため、市民に向けた仕事と家庭生活の両立に関する講座の開催、育児・介護休業制度に関する情報提供や啓発に加え、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、女性の再就職支援講座、労働相談、再就職に関する情報提供や相談などを実施します。

企業に向けては、関連制度の情報提供を通して、労働者の仕事と生活の調和の実現に向けた環境醸成の推進を図ります。また、優良企業表彰制度を活用してワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の表彰を行います。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭の増加や多様化する働き方に応じて、特定教育・保育施設等の拡充やその他保育サービスの充実が求められています。こうした子育て家庭の意向を踏まえ、特定教育・保育施設等の拡充に加え、休日保育や認可保育園での早朝及び夕方の延長保育、病院や保育園に併設された施設での病児・病後児保育、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の多様な保育サービスを提供し、その充実を図ります。

（４）地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項（新規）

① 関係機関の連携会議の開催等

市内には、子ども・子育て支援を行う事業所が多く存在し、市の担当窓口がそれぞれの事業所の特性を理解し、協力・連携を進めていますが、支援を必要とする子育て家庭により良い援助が行えるよう、さらなる相互連携を図っていきます。

そのためには、子ども向けの相談の体制づくりとともに、さまざまな子育て支援に携わる担当者同士の情報共有のための会議等を市が積極的に実施していきます。

② 関係機関の連携を推進する取組の促進

利用者支援事業では、保護者への子育て支援に係る情報提供、助言等必要な支援を行うために、関係機関との情報共有や連携強化を図ります。

また、地域子育て支援拠点では、地域の子育て支援機能の充実のため、男女共に保護者が子どもと向き合い子育てができるよう週末等に育児参加促進に関する講習会を実施します。さらに、ファミリー・サポート・センター事業においては、地域子育て支援拠点と連携し、地域子育て支援拠点を活用した支援について調整を図ります。

IV 次世代育成支援対策関連事業（第5章関連）

次世代育成支援対策関連事業については、計画策定時から実施内容が変更している事業の修正を行います。

1 安心して産み育てられる環境づくり

施設を活用した産後ケアなどによる母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保、子育て支援サービスの実施、情報提供・相談体制の確保を通して、安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

（1）母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保

【具体的な取組】

① 産前学級の実施

初妊婦とそのパートナーを対象にウェルカム！ベイビークラス等を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識やサービスの周知を行うとともに、子育てする親同士の交流を促進し、子育て不安の軽減を図ります。

② 産前・産後サポート事業

妊娠期から生後約6か月までの子どもを持つ家庭を対象に、産前・産後サポーターが訪問し、円滑に育児がスタートできるよう相談にのり、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。

③ 産後ケア事業

支援者が身近になく、育児不安の強い産婦を対象に、出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、専門職（助産師等）が母体のケア、乳児ケア、育児サポートなどきめ細かい支援を行います。産後の疲れた身体を癒し支援を受けることで、母子の愛着形成の促進やゆっくり体調を整えながら育児ができる環境を整えます（宿泊型・デイケア型）。

④ 各種健診事業

疾病等の早期発見・予防を図るため、妊婦・産婦健康診査や妊婦歯科健診、乳幼児健康診査、2歳6か月児歯科健診、フッ化物塗布、新生児聴覚検査費用助成などを行います。

⑤ 健康教育の実施

1歳児むし歯予防ビーバー教室や歯のすこやか教室などを開催し、講話や実習を通して子どもの生活リズム、食生活、歯の健康など身近な健康に関する知識を学ぶ機会をつくります。保健師・栄養士・歯科衛生士などが地域の子育てサロンや子育て支援施設等で、子どもの健康に関する出前講座や相談に応じます。

IV 次世代育成支援対策関連事業（第5章関連）

⑥ 各種予防接種事業

乳幼児・児童・生徒を対象に、予防接種法で定められた予防接種を実施するとともに、子育て家庭に対して周知と相談支援を行います。

⑦ こどもの予防接種スケジュール作成支援事業

スマートフォン、携帯電話、パソコン等の情報端末により、予防接種のスケジュール管理ができる機能を提供し、予防接種忘れなどを未然に防ぎ、保護者の負担を軽減します。

⑧ 休日や急病時の医療体制の整備

小児救急医療対応として、日曜日・祝日（ゴールデンウィーク、年末年始を含む）の昼間に小児科医が急病診療所に常駐し、急病の子どもの初期診療を行います。

（2）子育て支援サービスの実施

【具体的な取組】

① 幼稚園子育てすこやか広場の実施

公立幼稚園・幼稚園型認定こども園を開放し、親子・幼児同士の遊びの指導を通じて地域の幼児間・保護者間の交流を図るすこやか広場を実施します。また、保育カウンセラーを派遣し、保育相談を実施します。

② 保育園園庭開放

在宅で子育て中の親子を対象に公立保育園を定期的には開放し、遊びへの参加（園庭遊び、季節の遊び、行事参加）を支援します。

③ 社会福祉協議会の子育て支援事業

住民主体の活動の場として、社会福祉協議会支部が行う子育てサロンや子育て世帯間の交流・情報交換を促進する事業を、関係機関と連携を図りながら支援します。

④ ほのぼのタイム事業の実施（終了）

妊婦や生後6か月までの親子が集い、情報交換や交流を深めるほのぼのタイムを市内各公民館で実施します。

（3）情報提供・相談体制の確保

【具体的な取組】

① 子育てケアプラン作成事業

子育て世帯の悩みや不安感、孤独感を軽減し、妊娠期から継続した支援を行うため、妊娠期・出産前後・子どもが1歳の誕生日前後の基本3回の時期に、子どもの成長に応じた「子育てケアプラン」を作成します。

② 子育て支援チケット事業（終了）

出産前後の時期に子育てケアプランを作成した子育て家庭には、「こんにちは あかちゃんチケット（市内協賛店で利用できるバウチャー券）」を贈呈します。また、子どもが1歳の誕生日を迎える時期に子育てケアプランを作成した子育て家庭には、「ファーストアニバーサリーチケット（市内協賛店で利用できるバウチャー券）」を贈呈します。

③ 育児相談等

保健師や栄養士、歯科衛生士等の専門職が妊産婦の妊娠・出産・育児等に関する相談に応じるほか、乳幼児の身体計測、発育・発達の確認を行います。妊産婦の不安や悩みの軽減を図るとともに、乳幼児の発育・発達の遅れや疾病、母子の抱えるリスク等を早期に発見・把握し、関係各課並びに関係各機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたる継続した支援を行います。

④ 子育てポータルサイトの運営

妊娠中、子育て中の保護者にとって利用しやすく、わかりやすい子育てポータルサイトを運営し、内容や機能を充実するとともに、地域の子育て支援活動を活性化します。

⑤ 子育てハンドブックの発行・配布

妊娠期から子どもが就学するまでの市の様々な子育て支援サービス等を紹介する「子育てハンドブック」の内容充実を図りつつ、定期的な発行を行います。

⑥ ひとり親家庭の相談

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活などの相談に応じるとともに、自立に必要な指導・助言を行います。また、未就学児のいるひとり親家庭で、父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合や生活環境の変化などで日常生活に支障が生じている場合にホームヘルパーを派遣します。

⑦ 青少年相談事業

青少年の非行防止及び健全育成を図るため、青少年の問題行動や学校、家庭などでの悩みごとについて、青少年センター相談員が相談を受け、問題解決に向けて適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門機関の紹介などを行います。相談方法については電話・来所・メールでの相談を受け付けています。

⑧ 外国人相談窓口の実施

日本の文化に不慣れな外国人が生活しやすい環境づくりを推進するため、外国人相談アドバイザー等による行政情報の提供や市役所内での手続きのサポート、さらに子どもの学校や医療などを含めた日常生活に関する様々な相談を実施します。

2 幼児期の教育・保育の充実

保育需要に対応し、多様な保育サービスの充実を図るとともに、子どもの発達に応じた質の高い保育を提供できるよう、保育士などの処遇改善や資質向上の取組を推進します。

（1）幼児教育・保育の提供

【具体的な取組】

① 認可保育所・小規模保育事業所の整備（終了）

待機児童の解消を図るため、認可保育所及び小規模保育事業所の整備を進めます。

② 入船保育園建替等事業（終了）

入船保育園の園舎等施設は老朽化が進んでいることから、今後も施設を安全かつ機能的に利用するために、老朽化への対応及び保育環境の整備が必要となっています。また、待機児童が多く発生していることから、入船保育園園舎の老朽化に対応し、受け入れ定員の増加を図るための建替工事を実施します。

③ 保育士確保事業

市内の保育士の人材確保と定着を促進するため、保育士の賃金の上乗せを行う保育士等処遇改善費補助事業、保育士の居住支援を行う私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業等による補助金を、私立保育園等に対し交付します。

④ 浦安市就学前「保育・教育」指針の推進

公立の保育園・幼稚園・認定こども園で培ってきた保育・教育のノウハウを十分に活かしつつ、同じように質の高い保育・教育が受けられるよう、現場に“就学前「保育・教育」指針”の周知浸透を図り、保育・教育の質の向上に努めます。

また、本指針の見直しを行い、更なる質の向上と、保育・教育の内容の充実を図ります。

⑤ 未就学児の保育・教育環境のあり方検討（終了）

多様化する保護者のニーズや幼児教育・保育の無償化の影響などを踏まえ、適正な規模や配置などの観点から幼稚園や認定こども園、保育所などのあり方を検討します。

⑥ 富岡保育園建替事業（新規）

富岡保育園の園舎等施設は老朽化が進んでいる状況です。今後も施設を安全かつ機能的に利用するために、老朽化への対応及び保育環境の整備が必要となっていることから、建替工事を実施します。

（2）多様な保育サービスの実施

【具体的な取組】

① 休日保育の実施

保育園に子どもを預けている保護者が日曜・休日に就労や病気などで子どもの保育ができない場合、保育園で休日保育を実施します。

② 公民館主催事業の保育の実施

乳幼児を持つ保護者の学習権を保障するため、一時保育付の公民館主催事業を実施します。

③ エンゼルヘルプサービスの実施

保護者が出産や病気などの際に、周りから支援が見込めない産後2か月までの子どもがいる家庭を対象に、保護者に代わって家事や育児支援を行うエンゼルヘルパーを派遣し、多胎児利用の場合は手数料を減額します。

④ 保育サービス評価事業（第三者評価）の実施

保育園等を対象に、千葉県に登録している評価機関による第三者評価を5年に1度実施し、保育の質の向上を図ります。

⑤ 託児保育者派遣事業

育児期間でも気軽に市の主催事業に参加し、学習などができるよう、子育て支援員研修の修了者などを託児保育者として登録し、市主催託児付き事業に参加する子どもを保育します。

3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援

子どもたちが生きる力を育み健やかに成長できるよう、学校教育環境づくりや放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実などを通じて、次世代を担う子どもたちの教育や育成支援の充実を進めます。

（1）生きる力を育む学校教育環境づくり

【具体的な取組】

① 学校規模適正化事業

児童・生徒のより良い教育環境の整備と教育の質の充実を目的として策定した「浦安市学校規模適正化基本方針」（平成31年3月浦安市教育委員会）について、令和4年度改訂版に基づき、大規模校対策や小規模校対策を検討し、学校規模の適正化や適正な学校配置を推進します。

② 少人数教育推進事業

学年・教科支援教員研修を通して、チーム・ティーチングや少人数指導（習熟度別、単純分割）など児童・生徒の実態に合った、わかる授業・できる授業づくりを推進します。県費教員と連携し、学習活動やその他学校生活の諸活動で、個に応じたきめ細かな指導を行い、習熟度別少人数指導を推進していきます。

③ 地域とつながる教育活動推進事業（前：ふるさとふれあい教育活動推進事業）

地域とつながる教育活動推進事業については、浦安市学校教育推進計画に定める4つの観点からなる「目指す子ども像」の実現に向けて、学校(園)と地域の協働による「地域とともに子どもを育てる学校づくり」「一人ひとりの個性が輝く学校づくり」「地域に信頼され、開かれた学校づくり」を推進する事業を実施し、児童生徒の豊かなかかわりをもてるような体験活動や教育活動を充実させていきます。

④ ふるさとうらやす立志塾の開催

多様な人々と協働した取組を通して、リーダーとしての資質・能力を育成するための研修をさらに充実させ、地域への愛着を深め、社会貢献への自覚を高め、地域活動への積極的な参加をしようとする態度を育成していきます。

⑤ 体力向上推進事業

市立小中学校の体育指導の充実と児童・生徒の体力向上を図る取組を推進するため、研究推進校を指定します。また、各市立小中学校で策定する体力向上年間計画に基づき、保健体育科をはじめ、学校行事や部活動などを通じて、児童・生徒の運動に対する理解や体力の向上を図ります。

⑥ 生命や健康、性教育についての知識の普及推進

浦安市小中連携・一貫教育カリキュラムとの整合性を図りながら、市立小中学校における生命や健康、性教育に関する保健教育を充実します。また、助産師や保健師、専門医などの活用による生命誕生や感染症予防、性被害防止に関する啓発や教育を推進するため、各市立小中学校におけるいのちの教育講演会や学校保健委員会への助成、並びに保健所など関係機関との連携を推進します。

⑦ いじめ問題等対策事業

いじめ予防や防止、早期解決に向けた支援を推進するための児童・生徒や保護者を対象とした「いじめ教えてメール相談」や「いじめ110番」専用電話による相談の実施、いじめ問題について地域全体で取り組む意識を育むための周知・啓発活動を充実します。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、各学校の実情に応じたいじめのない学校づくりを推進します。

⑧ 浦安市いちよう学級の設置

不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象に、いちよう学級において学習活動・集団活動、カウンセリングなどを行い、集団適応能力や自己決定力の育成を支援します。また、学校生活及び教育全般にわたる諸問題について、電話や面接、訪問による相談を行います。訪問では必要に応じて学習支援を行います。

⑨ 情報活用能力育成の推進

児童生徒が、課題や目的に応じて情報や情報手段を主体的に選択し活用する力、情報の特性により表現方法を工夫するなど自らの情報活用能力を向上させようとする力、情報モラルの必要性や情報に対する責任を理解し望ましい情報社会へ参画しようとする態度を育成するために、発達段階に応じた指導を推進します。

（2）放課後児童の居場所づくり

【具体的な取組】

① 児童育成クラブの整備・充実

児童育成クラブと放課後子ども教室とを一体的に運用する「放課後うらっこクラブ事業」のうち、児童育成クラブについては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の生活の場を提供し、遊びなどを通じて健全な育成を図ります。

また、入会児童の増加により既存のクラブによる対応が困難である場合には、小学校の余裕教室等の活用から検討を図ります。

② 放課後子ども教室の充実

児童育成クラブと放課後子ども教室とを一体的に運用する「放課後うらっこクラブ事業」のうち、放課後子ども教室については、全市立小学校区において学校施設等を利用して、児童の放課後の遊び場を確保するとともに、遊びやスポーツ等を通じた異年齢児間の交流や、地域との交流や体験を通じて、児童の健全な育成を図ります。

③ 放課後うらっこクラブに係る評価事業の実施

児童育成クラブと放課後子ども教室とを一体的に運用する「放課後うらっこクラブ事業」の支援等の質の向上を図るため、クラブ事業者による自己評価及び利用者による満足度評価を実施するとともに、その評価結果に基づく事業改善を進めていきます。

④ 児童センター事業

東野児童センターと高洲児童センターは、子どもが安心して過ごせる安全な居場所であり、様々な遊びや活動を通して心身ともに健やかに成長することを目的に各種事業を行います。また、子育てを楽しむ環境をつくり、家庭、学校、地域との連携を密にして地域に親しまれる児童センターを目指していきます。

⑤ 青少年館・青少年交流施設事業

小学生から22歳以下の青少年が、自由に集い自主的に活動できる施設として「青少年館」の活用を図るとともに、中高校生向けの事業の充実を図ります。また、青少年の社会参加への意欲を創出するため、青少年交流施設（新浦安カルチャープラザ）において芸術・音楽・文化などの各種体験教室等を実施するとともに、青少年の自主的活動への積極的な支援を図ります。

（3）子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実

【具体的な取組】

① 未来のパパ・ママ体験（前：ふれあい体験「赤ちゃんとおそぼう」事業）

小学3年生から中学・高校生世代までを対象とし、講義や赤ちゃんとのふれあいを体験します。赤ちゃんや子育てに関する正しい知識を得て、命の大切さや成長していくことの素晴らしさを知ることが目的に事業を実施します。

② ブックスタート事業

子どもの成長段階に合わせ、子どもと本をつなげるため、絵本の配布及び「ブックスタート絵本講座」を実施します。

③ 子育て家庭向け図書館事業

図書館及び各分館において、乳幼児と保護者を対象とした各種事業を実施し、子どもと保護者が本に親しむ機会を提供します。

④ うらやすこどもクエストの実施

市内在住の小学4年生～6年生を対象に、市内の大学等と連携しながら、その専門性を活かして、子どもたちの「なぜ？」という探究心に可能な限り応え、未来の浦安を担う子どもたちを育成することを目的に開催します。

⑤ こどもの広場事業

こどもの広場において、幼児、児童を対象とし、「水・土・木・火」をコンセプトに、子どもたちが自由に伸び伸びと遊びながら、様々な体験や交流を通して、創造性や自主性を育むための事業の充実を図ります。

⑥ 子育て家庭向け郷土博物館事業

郷土博物館において、幼児、児童、生徒を対象とした体験を通じて向学心を育むための様々な事業の充実を図ります。

⑦ 子育て家庭向け公民館事業

各公民館において、乳幼児親子・子どもを対象とした事業を企画・実施し、各種教室や交流事業を実施します。

IV 次世代育成支援対策関連事業（第5章関連）

⑧ 家庭・地域教育力を高める公民館事業

各公民館において、家庭教育学級や子育てをテーマとした講座の開催、子育てサークル同士の交流活動を推進します。また、地域住民や企業、NPO等と連携しながら、青少年の健全育成に向けた地域活動を推進します。

⑨ 青少年リーダーの育成

小学校4年生から中学校3年生を対象に、コミュニケーション能力や客観的視野の育成など、リーダーに必要な3つのソウゾウリョク（創造力・想像力・相奏力）を養うことを目的とした研修を行います。

⑩ 青少年交流活動センター（うら・らめーる）事業

宿泊型の青少年教育施設「うら・らめーる」において、青少年の交流活動や団体生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、文化・芸術などの講座を実施します。

⑪ 地域での青少年健全育成活動の推進

青少年相談員連絡協議会、青少年健全育成連絡会、子ども会育成連絡協議会等の活動を通じて、地域に根ざした青少年の健全育成活動を推進していきます。

⑫ （仮称）こども図書館整備事業

子どもの豊かな感性や想像力を培うために必要な読書活動を推進していく拠点となる「子ども図書館」を整備します。

4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援

特別な配慮が必要な子どもへの支援、児童虐待防止対策、子育て家庭への経済的支援を行い、すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援を進めます。

（1）特別な支援が必要な子どもへの対応

【具体的な取組】

① 障がい者福祉推進事業

支援を必要とする子どもが乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて、一貫した支援を継続的に受けられるよう、サポートファイルの配布と周知をします。また、障がいのある人への理解を深めるために、バリアフリーハンドブックや手話言語等条例啓発冊子の配布、講演会の開催や地域への啓発活動を実施します。

② こども発達センター事業

心身の発達に遅れや気がある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育、保育所等訪問支援事業等を行います。また、園等の地域機関への助言、園内研修、講師派遣や情報交換等を行い、地域機関の障がい理解を深め、子どもが地域で生活しやすくなる基盤づくりを行います。

③ 保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援

保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援において、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態に応じた支援の充実を図ります。

④ まなびサポート推進事業

特別な教育的支援が必要な幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行われるよう、医師を含むまなびサポートチームの職員による訪問や相談活動を行い、就学相談と学校支援を充実させます。また、関係機関と連携を図りながら園・学校における支援内容の引き継ぎを円滑に行うとともに、個別の教育支援計画、指導計画の作成及び活用の充実を図り、継続した支援を推進します。

⑤ 特別支援教育の推進

「共生社会」の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築の理念のもと特別支援学級、通級指導教室、通常の学級などにおいて連続する多様な学びの場としての環境整備を行い、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな教育や指導の実現を図ります。また、特別支援学級の教科学習の充実、関係機関と連携した園・校内体制づくり、担任と補助教員学年教科支援教員・心身障がい児支援員の連携などにより、特別支援教育についての理解を深め、指導力向上に向けた教員研修の充実を図ります。

IV 次世代育成支援対策関連事業（第5章関連）

⑥ 特別支援学級等整備事業（前：福祉用教材及び学校設備の充実）

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの適切な合理的配慮の提供ができるようインクルーシブ教育システム構築の理念のもと一人ひとりの教育的ニーズに応じた設備・教材・教具の充実に向けた基礎的環境整備を行います。特別支援学級や通級指導教室、また学習支援室の効果的な活用を促進し、多様な学びの場の充実を図ります。

⑦ 青少年サポート事業

青少年発達サポートセンターにおいて、発達障がいまたはその疑いのある青少年が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるように相談及び支援を行うとともに、当該青少年への支援の質の向上を促進します。

⑧ 浦安市学校等における巡回訪問看護事業

市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブにおける巡回訪問看護事業として、巡回訪問看護を必要とする子どもの支援をします。

⑨ 日本語指導員の派遣

外国籍や帰国子女など、日本語指導を必要とする子どもたちの受け入れ体制や日本語指導員によるサポート体制の充実を図ります。

⑩ 外国につながる幼児への支援

保育園、幼稚園、認定こども園等において、日本語による意思疎通を図りにくい幼児を受け入れた場合には、一人ひとりの実態を把握し、指導内容の工夫を行うとともに、全教職員で共通理解を深め、園児や保護者とかかわる体制を整えます。

⑪ 生活困窮世帯学習支援事業

生活困窮世帯における子どもの学習をはじめ、児童・生徒の社会的な居場所づくり、進学に関する相談など、子ども及びその保護者に必要な支援を実施します。

⑫ 青少年自立支援未来塾

地域住民の協力を得て、市立中学校の生徒に対して学習習慣の確立や基礎的・基本的な学力を身に付けさせるなど、確かな学力の向上を図ります。

（2）児童虐待防止対策

【具体的な取組】

① DV被害者に対する啓発

女性が抱える様々な問題について相談者が自ら解決できるよう、専門家による相談を実施します。また、DVについて情報提供や啓発を行うため、「DV啓発リーフレット」「DV相談支援カード」「デートDV相談支援カード」「DV被害者ガイドブック」を作成し、各施設や相談者に配布しています。

② 児童虐待を早期発見するための啓発活動

児童虐待を受けた可能性がある子どもを発見した場合などの相談受付となる子ども虐待ホットラインの周知を図るとともに、関係機関向けに児童虐待に関する研修会などを行い、児童虐待の防止や早期発見に努めます。また、子ども自身の児童虐待への気づきを促すため、児童福祉週間の時期に合わせ、新小・中学校1年生にチラシを配布します。

③ 家庭児童相談

地域で安心して子育てができる環境づくりや児童虐待防止の強化を図るため、家庭相談員が子どもと家庭に関する様々な相談に総合的に対応します。

④ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策の充実のため、関係する機関の代表者会議、実務者会議を通じて円滑な情報交換を行い、個別の支援ケースに関してより細やかな支援を行います。

（3）子育て家庭への経済的支援

【具体的な取組】

① 子育て家庭への経済的支援の実施

子育てに係る経済的な負担を軽減するため、中学校修了までの子どもを養育している保護者に児童手当を支給します。また、中学校3年生までの子どもが病院などで保険診療を受けた場合、保護者が負担した医療費を助成します。

② 多子世帯の保育料等の軽減支援事業

第1子から第3子までの出産期間が、6年を超えるケースが多くなっているため、市の単独補助として、従来の補助対象年齢を引き上げ、多子世帯の保育料等の軽減支援を行います。

③ 奨学支援金支給制度

高等学校等や大学等に入学または在学する者で、学業成績が優秀で学習意欲があり、経済的な理由により修学することが困難な学生に対し、奨学支援金の給付をすることで、教育機会均等を図ります。

④ 学校給食費の無償化

第3子以降学校給食費減免に加え、小学校6年生及び中学校3年生についても免除します。

⑤ ひとり親家庭就労支援

ひとり親家庭の自立促進のため、パソコン教室や就労支援講座を開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、個別に自立支援プログラムを策定します。また、ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、教育訓練講座や高等技能訓練の受講者に給付金を支給します。

⑥ ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、18歳未満の子ども及びその親が病院などで保険診療を受けた場合、負担すべき医療費を一部助成します。また、賃貸住宅に暮らすひとり親家庭に住宅手当を支給します。

5 地域で子どもを見守り大切にすまちづくり

子どもの安全を見守る環境づくり、子育て家庭を応援するまちづくり、ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくりにより、地域で子どもを見守り大切にすまちづくりを推進します。

（1）子どもの安全を見守る環境づくり

【具体的な取組】

① 地域防犯ネットワークの充実

地域における子どもの安全を確保するため、登下校時間帯を中心に小・中学校の通学路などの市内巡回パトロールを行うとともに、自治会やPTAをはじめとする地域の自主防犯活動団体や学生防犯委員会V5、防犯ボランティアなどが行う防犯活動を支援します。また、防犯協会や警察署と連携しながら、防犯キャンペーンや防犯講演会を実施し、市民の防犯意識の高揚を図ります。さらに、事業者の協力のもと、防犯かけこみ110番の店や事業者パトロール隊による見守りを強化するなど、地域防犯ネットワークを充実します。

② 移動防犯活動事業

高洲移動防犯ステーションを活動拠点として、安全指導員（警察官OB）を中心に、小学校や幼稚園、保育園、公園、公民館など様々な場所で防犯教室・防犯訓練・啓発活動などを実施します。

③ 学校等防犯対策

警察と連携しながら実践的・効果的な防犯訓練や防犯教室を実施し、教職員の危機管理意識の向上と子どもの防犯教育の充実を図ります。また、市立全小学校への昼間帯における警備員配置など防犯体制を強化するとともに、学校の防犯設備などを充実します。

④ 交通事故防止対策

市立小・中学校や、幼稚園・保育園・認定こども園において、警察と連携しながら交通安全教室や自転車交通安全教室を定期的かつ継続的に開催し、交通安全教育の充実を図るとともに、親子を対象にした自転車交通安全教室も実施します。また、通学路の安全点検を行い、特に配慮を要する交差点に交通整理員を配置するなど、交通事故防止対策を推進します。

⑤ 薬物乱用防止等対策

児童・生徒が薬物使用及び喫煙による健康被害を学び、正しい行動が判断できる能力を育成するため、市立小中学校において学校薬剤師や警察などの専門家と連携した薬物乱用防止教室を計画的に実施します。

IV 次世代育成支援対策関連事業（第5章関連）

⑥ 子ども向け消費生活学習の推進

買物といった身近な消費行動を参考にして、生活に必要な物資の購入や適切なサービスの選択ができるようになったり、インターネット利用時にゲーム課金などによる高額請求や詐欺などのトラブルにあわないよう、消費生活に関する啓発チラシの配付や講座を実施します。

また、小・中学生の保護者を対象とした、ゲーム課金トラブル防止のための啓発ビデオを小・中学校へ配布し、契約トラブル防止の更なる啓発強化を行います。

⑦ 青少年補導員活動・地域パトロールの実施

児童・生徒の非行の未然防止と健全育成の促進のため、青少年補導員が警察や関係機関と連携してパトロールによる街頭補導を行います。また、未成年に対して酒・たばこ・有害図書などを販売しないよう、販売業者に対して年齢確認の徹底や有害図書などの適正陳列に関する協力依頼などを行います。さらに、広く市民に理解と協力を呼びかけるため、広報誌の発行やキャンペーンなどを行います。

⑧ 子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報、啓発

災害時に、子育て世帯が自分たちの身の安全を守るために取り組む「自助」活動として、家庭での備蓄や非常持出品、その他防災対策について、市ホームページ、広報誌等の情報媒体や各種イベント等を活用して、平常時からの防災に対する啓発、意識づけを行います。

（2）子育て家庭を応援するまちづくり

【具体的な取組】

① 子育て支援員研修の実施

市内在住または在勤の方を対象に、子育て支援員として十分な知識と技術を習得するための研修を実施し、地域における子育て支援の実践につなげていきます。

② 地域子育て応援団事業

地域において子育てを支援する団体が、公民館・児童センター・自治会集会所等で行う子育てサロン活動等を支援します。

③ あかちゃんほっとすてーしょん整備事業

乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境づくりを推進するため、授乳、おむつ替えができる設備「あかちゃんほっとすてーしょん」を新規の公共施設に設置します。

④ 子育て支援パスポート事業（終了）

市内協賛店舗で割引や付加サービスなどの特典を受けることができる子育て支援パスポート事業を引き続き実施するとともに、協賛店舗の募集を図り、利用範囲の拡大に努めます。また、5年間継続して協賛している店舗を「子育て応援事業所」として表彰します。

⑤ 子育てを応援するイベント等の支援

子育てに関する情報収集や情報交換、地域を超えた交流が行える場の提供を目的とする子育てを応援するイベント等を支援します。

⑥ 外出環境の整備事業

身近な公園の充実、歩道のバリアフリー化や防護柵等の安全対策を通じて、子どもたちや子育て世帯が安心して気軽に外出できるように外出環境を整備します。

（3）ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり

【具体的な取組】

① 企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進

職場における男女格差や不平等な慣行を解消するため、セミナーの開催やパンフレットの配布など男女の平等な待遇の意識啓発を行います。

② 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

仕事と育児・介護などの家庭生活の両立に向けて、仕事と家庭生活の両立に関する講座の開催や育児・介護休業制度に関するパンフレット配布など情報提供や啓発を行います。

③ 女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援

女性の職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、女性の再就職支援講座、労働相談、再就職に関する情報提供や相談などを実施します。またパートタイム、派遣労働、SOHO、フリーランスなど様々な働き方に対する支援や労働に関する法制度の普及・啓発を行います。

④ ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の実施

他の模範となる企業や商店を表彰する優良企業表彰制度を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を行う企業の表彰を行います。

⑤ ワーク・ライフ・バランス推進企業への資金融資

男女がともに働きやすい職場環境実現のため、ワーク・ライフ・バランスに関する設備の導入などに要する資金や既にワーク・ライフ・バランス推進の取組を行っている事業者の運転に要する資金をあっせんします。

◆次世代育成支援対策関連事業一覧

基本施策	No.	事業名	担当課
1-(1)母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保	1	産前学級の実施	母子保健課
	2	産前・産後サポート事業	母子保健課
	3	産後ケア事業	母子保健課
	4	各種健診事業	母子保健課
	5	健康教育の実施	母子保健課
	6	各種予防接種事業	母子保健課
	7	こどもの予防接種スケジュール作成支援事業	母子保健課
	8	休日や急病時の医療体制の整備	健康増進課
	9	幼稚園子育てすこやか広場の実施	保育幼稚園課
1-(2)子育て支援サービスの実施	10	保育園園庭開放	保育幼稚園課
	11	社会福祉協議会の子育て支援事業	社会福祉課
	12	ほのぼのタイム事業の実施	こども課
	13	子育てケアプラン作成事業	母子保健課
1-(3)情報提供・相談体制の確保	14	子育て支援チケット事業	母子保健課
	15	育児相談等	母子保健課
	16	子育てポータルサイトの運営	こども課
	17	子育てハンドブックの発行・配布	こども課
	18	ひとり親家庭の相談	こども家庭支援センター
	19	青少年相談事業	青少年センター
	20	外国人相談窓口の実施	地域振興課
	21	認可保育所・小規模保育事業所の整備	保育幼稚園課
2-(1)幼児教育・保育の提供	22	入船保育園建替等事業	保育幼稚園課
	23	保育士確保事業	保育幼稚園課
	24	浦安市就学前「保育・教育」指針の推進	保育幼稚園課
	25	未就学児の保育・教育環境のあり方検討	保育幼稚園課
	26	富岡保育園立替事業	保育幼稚園課
	27	休日保育の実施	保育幼稚園課
2-(2)多様な保育サービスの実施	28	公民館主催事業の保育の実施	各公民館
	29	エンゼルヘルプサービスの実施	こども家庭支援センター
	30	保育サービス評価事業(第三者評価)の実施	保育幼稚園課
	31	託児保育者派遣事業	こども課
3-(1)生きる力を育む学校教育環境づくり	32	学校規模適正化事業	教育政策課
	33	少人数教育推進事業	指導課・学務課
	34	地域とつながる教育活動推進事業	指導課
	35	ふるさとらやす立志塾の開催	指導課
	36	体力向上推進事業	保健体育安全課
	37	生命や健康、性教育についての知識の普及推進	保健体育安全課
	38	いじめ問題等対策事業	指導課
	39	浦安市適応指導教室の設置	教育研究センター
	40	情報活用能力の推進	指導課
	41	児童育成クラブの整備・充実	青少年課
3-(2)放課後児童の居場所づくり	42	放課後子ども教室の充実	青少年課
	43	放課後うらっこクラブに係る評価事業の実施	青少年課
	44	児童センター事業	児童センター
	45	青少年館・青少年交流施設事業	青少年課
	46	未来のハイ・ママ体験	児童センター
3-(3)子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実	47	ブックスタート事業	中央図書館
	48	子育て家庭向け図書館事業	中央図書館
	49	うらやすこどもクエストの実施	高洲公民館
	50	こどもの広場事業	青少年課
	51	子育て家庭向け郷土博物館事業	郷土博物館
	52	子育て家庭向け公民館事業	各公民館
	53	家庭・地域教育力を高める公民館事業	各公民館
	54	青少年リーダーの育成	青少年課
	55	青少年交流活動センター(うら・らめーる)事業	青少年課
	56	地域での青少年健全育成活動の推進	青少年課
	57	(仮称)こども図書館整備事業	生涯学習課
4-(1)特別な支援が必要な子どもへの対応	58	障がい者福祉推進事業	障がい事業課
	59	こども発達センター事業	こども発達センター
	60	保育園、児童育成クラブの利用支援	保育幼稚園課・青少年課
	61	まなひサポート推進事業	教育研究センター
	62	特別支援教育の推進	教育研究センター
	63	福祉用教材及び学校設備の充実	教育研究センター
	64	青少年発達サポートセンター事業	障がい事業課
	65	学校等における巡回訪問看護事業	教育研究センター・保育幼稚園課・青少年課
	66	日本語指導員の派遣	指導課
	67	外国につながる幼児への支援	保育幼稚園課
4-(2)児童虐待防止対策	68	生活困窮世帯学習支援事業	社会福祉課
	69	青少年自立支援未来塾	生涯学習課
	70	DV被害者に対する啓発	多様性社会推進課・こども家庭支援センター
	71	児童虐待を早期発見するための啓発活動	こども家庭支援センター
	72	家庭児童相談	こども家庭支援センター
4-(3)子育て家庭への経済的支援	73	要保護児童対策地域協議会	こども家庭支援センター
	74	子育て家庭への経済的支援の実施	こども課
	75	多子世帯の保育料等の軽減支援事業	保育幼稚園課
	76	奨学支援金支給制度	教育総務課
	77	学校給食費の無償化	保健体育安全課
	78	ひとり親家庭就労支援	こども家庭支援センター
	79	ひとり親家庭への経済的支援	こども課
5-(1)子どもの安全を見守る環境づくり	80	地域防犯ネットワーク事業	市民安全課
	81	移動防犯活動事業	市民安全課
	82	学校等防犯対策	保健体育安全課・市民安全課
	83	交通事故防止対策	保健体育安全課・市民安全課
	84	薬物乱用防止等対策	保健体育安全課
	85	子ども向け消費生活学習の推進	消費生活センター
	86	青少年補導員活動・地域パトロールの実施	青少年センター
	87	子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報・啓発	危機管理課
5-(2)子育て家庭を応援するまちづくり	88	子育て支援員研修の実施	こども課
	89	地域子育て応援団事業	こども課
	90	あかちゃんほっとすてーしょん整備事業	こども課
	91	子育て支援バス事業	こども課
	92	子育てを応援するイベント等の支援	こども課
	93	外出環境の整備事業	みどり公園課・道路整備課・道路管理課
5-(3)ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり	94	企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進	商工観光課
	95	仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	多様性社会推進課・商工観光課
	96	女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援の実施	商工観光課
	97	ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の実施	商工観光課
	98	ワーク・ライフ・バランス推進企業への資金融資	商工観光課

資料編

1 浦安市子ども・子育て会議条例

○浦安市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 5 号）

（設置）

第 1 条 本市に、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定により、浦安市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

（組織）

第 2 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 事業者の代表者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

（会長及び副会長）

第 4 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、第 2 条第 2 項第 2 号の委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取等）

第 6 条 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 会議の庶務は、健康こども部において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 27 号一部改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 浦安市子ども・子育て会議委員名簿

(令和4年4月1日現在)

会長◎ 副会長○

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎櫻井 しのぶ	順天堂大学医療看護学研究科 公衆衛生看護学 教授
学識経験者	○砂上 史子	千葉大学教育学部 教授
学識経験者	佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部 教授
市民	吉田 千年	公募
市民	川辺 朋子	公募
市民	北尾 由香	公募
関係団体の代表者	大森 裕子	明海認定こども園園長
関係団体の代表者	大島 信彦	しおかぜ保育園園長
関係団体の代表者	堀金 兼太郎	ふるさと学舎浦安施設長
関係団体の代表者	横川 和子	おやこの広場 ほこほこ代表
関係団体の代表者	植草 工	浦安市社会福祉協議会常務理事
関係団体の代表者	大和 利光	浦安市立小中学校長会 浦安市立日の出小学校校長
関係団体の代表者	竹内 恵	浦安市立小中学校 PTA 連絡協議会
関係団体の代表者	黒川 奈津子	連合千葉総武地域協議会 市川・浦安地区連絡会
事業者の代表者	高島 義徳	スターツホテル開発株式会社 管理統括部

第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画 中間見直し

発行 令和5年3月

企画・編集 浦安市 健康こども部 こども課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

電話：047-351-1111(代) FAX：043-304-1505

